NISSEIグループ　グリーン調達基準書　改訂１８

日星電気株式会社
品質環境システム部

１．目的

この基準書はグリーン調達を推進し、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることにより、地球環境の保全に貢献することを目的とします。

この目的を達成するために、NISSEI製品を構成する部品に含有又は製造に使用される環境管理物質について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、材料・部品・製品・サービス等の管理方法を定め、仕入先様に周知徹底していただき、弊社が材料を購入する際に使用禁止物質が混入しない手順を定めます。

２．　適用範囲

2.1　適用事業所

本基準は

日星電気株式会社(NEJ)
NISSEI ELECRTIC　VIETNAM CO.,LTD (NEV)
NISSEI ELECRTIC　MYTHO CO.,LTD (NEM)
NISSEI ELECRTIC　HANOI CO.,LTD (NEH)
NISSEI ELECRTIC　(THAILAND) CO.,LTD (NET)
日星電気（中山）有限公司(NEZS)
日星電気（昆山）有限公司(NEKS)

を総称したNISSEIグループ全体を適用範囲とします。

2.2　材料の適用範囲

	目 的 物 へ の 適 用 範 囲
①	半製品：機能ユニット、モジュール、ボードAssy等の組立部品など
②	部品　：電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、客先で出荷時に使用する個装箱・梱包箱
③	材料　：ゴムコンパウンド、顔料、樹脂、インク、芯線、芯金など
④	製品　：OUT-INとOUT-OUTなど
⑤	取扱説明書
⑥	日星グループで生産した製品を客先に納入する時、配送・保護に用いる包装材： 木枠、トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、ステプラー、シート、 ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ・塗料、客先で出荷時に使用しない個装箱・梱包箱など
⑦	上記⑥以外の生産で使用する副資材・消耗品（溶剤・薬品・研磨材等）

2.3　適用除外

事務機器用品、建物等、販売目的外の物品への適用は除外します。

３．用語の定義

表3-1　用語

	用　語	定　義
①	環境管理物質	部品・デバイス等に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つと、**NISSEIグループ**が判断して仕入先様へ伝達した物質。
		使用禁止物質：意図的使用を禁止する物質　表4-1-1　参照
		調査対象物質：禁止物質ではないが含有量の把握の必要な物質表4-1-2　参照
②	含有	物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品または、それらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいいます。 （加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入又は付着する場合を含む）
③	不純物	天然素材中に含有され工業材料としての生成過程で技術的に除去しきれない物質(Natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。
④	隔離運用	客先要求または性能上、環境管理物質（使用禁止物質）を含む材料を使用しなくてはならない場合に、受入から出荷まで他の製品と混合しないように運用することをいいます。
⑤	MSDS	MSDSは日本のPRTR法で、第一種・第二種指定化学物質を１質量%以上（但し、特定第一種のみ0.1質量%以上）含有する製品であり、化学薬品・染料・塗料・溶剤等が提出を義務付けられている。
⑥	高精度分析ﾃﾞｰﾀ	高精度分析ﾃﾞｰﾀについては、4.2 分析方法参照。
⑦	管理値	受け入れ検査または定期検査で超過した場合に仕入先に連絡し、是正を求める基準値

４．環境管理物質

表4-1-1①　環境管理物質一覧表　使用禁止物質

大分類	使用禁止物質（意図的含有を禁止する物質）	許容濃度 (ppm 未満)	管理値 (ppm 未満)	背景法令
金属及び金属化合物	1 カドミウム及びその化合物(包装材料:表 4-1-3 参照)	5(*1)	5(*2)	ROHS 指令
	2 六価クロム化合物　（包装材料:表 4-1-3 参照)	1000	800	ROHS 指令
	3 鉛及びその化合物　（包装材料:表 4-1-3 参照)	表 4-1-1②		ROHS 指令
	4 水銀及びその化合物　（包装材料:表 4-1-3 参照)	1000	800	ROHS 指令
	5 酸化ベリリウム　CAS No. 1304-56-9	意図的使用禁止		顧客要求
	6 塩化コバルト　CAS No. 7646-79-9	意図的使用禁止		REACH 認可対象 ANNEX XIV
	7 トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物、ビス(トリブチルスズ)=オキシド（スズ換算含有量 0.1%以上）	1000		REACH 制限物質
	8 ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物　＊3 （スズ換算含有量 0.1%以上）	1000		REACH 制限制限
ハロゲン系有機化合物	9 ポリ臭化ビフェニール類(PBB 類)	1000	800	ROHS 指令
	10 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1000	800	ROHS 指令
	11 ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	意図的使用禁止		化審法第一種
	12 ポリ塩化ナフタレン(PCN 塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止		化審法第一種
	13 ポリ塩化ターフェニル（PCT)	50		REACH 制限
	14 短鎖型塩化パラフィン （炭素数 10～13、塩素 50%以上のもの）	意図的使用禁止		EU POPS 規則
	15 ヘキサブロモシクロドデカン	意図的使用禁止		化審法第一種
	16 ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止		化審法第一種
	17 ポリ塩化ビニル(PVC)	意図的使用禁止		顧客要求
	18 塩素系有機溶剤	意図的使用禁止		顧客要求
	19 リン酸トリス(2-クロロエチル)（TCEP)、 リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)（TCPP) リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)（TDCPP)	1000		米国バーモント州法
その他	20 アスベスト類	100		REACH 制限
	21 アゾ染料・顔料(特定アミン 表 4-1-4 を発生するもの)	30		REACH 制限
	22 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	意図的使用禁止		化審法第一種
	23 パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩及びそのエステル	50		ノルウェー 有害物質規制法
	24 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール　CAS No. 3846-71-7	意図的使用禁止		化審法第一種
	25 ホルムアルデヒド　＊4	気中濃度 0.1 未満		ドイツ 化学品禁止規則
	26 フマル酸ジメチル	0.1		REACH 制限
	27 過塩素酸塩	6ppb		米国カリフォルニア州法
	28 放射性物質	意図的使用禁止		原子炉規制法
	29 温室効果ガス HFC,PFC,SF6（京都議定書）	意図的使用禁止		京都議定書
	30 オゾン層破壊物質(モントリオール議定書記載全物質の CFC 類、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ハロン、HBFC 類、臭化メチル、ブロモクロロメタン、HCFC 類)	意図的使用禁止		モントリオール議定書
	31 フタル酸ジブチル(DBP), フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP), フタル酸ブチルベンジル（BBP), フタル酸ジイソブチル（DIBP)	1000	800	ROHS 指令
	32 黄リン	意図的使用禁止		労安法

	33 多環芳香族炭化水素(PAHs)	0.5	REACH 制限
	34 N-ﾌｪﾆﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｱﾐﾝとｼﾁﾚﾝ、2,4,4-ﾄﾘﾒﾁﾙﾍﾟﾝﾃﾝの反応生成物(BNST)	意図的使用禁止	ｶﾅﾀﾞ特定有害物質規則
	35 REACH 認可対象物質 ANNEX XIV（別紙 REACH SVHC ﾘｽﾄ 赤字物質参照）	1000	REACH 認可対象物質

△：PVCに関してはNISSEIグループが指定した購入材料を除外します。
除外する場合は、必ず文書で通達し仕入先と取り交わす購買仕様書に明記します。

*1 はﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、ｺﾞﾑ、塗料・ｲﾝｷ、ﾊﾝﾀﾞ、ｶﾞﾗｽの閾値を示し
それ以外は75ppmとします
*2 はﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、ｺﾞﾑ、塗料・ｲﾝｷ、ﾊﾝﾀﾞ、ｶﾞﾗｽの閾値を示し
それ以外は60ppmとします

*3 ジオクチルスズに関しましては、下記の用途に限り使用禁止とします。
①皮膚に接触する織物、手袋、履物
②壁紙・床材
③子供用製品・おむつ
④二液室温硬化型成型材キット

*4 木材・織物製品に限定します

表中の値は、非意図的であっても超過してはいけません。
また、禁止物質のRoHS6物質 分析方法は4.2項参照することとします

表4-1-1② 許容濃度及び判断基準

物 質 名	許容濃度及び判断基準 数値は未満を表す	管理値 数値は未満を表す
鉛および鉛化合物	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ･ｺﾞﾑ １００ ppm 鉛ﾌﾘｰﾊﾝﾀﾞ、電気ﾒｯｷ 及びその材料 ５００ ppm その他の金属 １０００ppm （適用除外） 鋼材 ０．３５ wt% ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金 ０．４ wt% 銅合金 ４．０ wt% 高融点ﾊﾝﾀﾞ（鉛含有率が重量で85%以上の合金）、ｶﾞﾗｽ又はｾﾗﾐｯｸ中に鉛を含む電気電子部品、光学用の白色ｶﾞﾗｽに含まれる鉛は制限なし	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ･ｺﾞﾑ ８０ ppm 鉛ﾌﾘｰﾊﾝﾀﾞ、電気ﾒｯｷ 及びその材料 ４５０ ppm その他の金属 ７５０ppm

表4-1-2　環境管理物質一覧表　調査対象物質

大分類	調査対象物質
金属及び金属化合物	36 アンチモン及びその化合物
	37 ビスマス及びその化合物
	38 ニッケル及びその化合物　＊１
	39 バリウム及びその化合物
	40 クロム及びその化合物
	41 コバルト及びその化合物
貴金属類	42 銅及びその化合物
	43 金及びその化合物
	44 銀及びその化合物
ハロゲン系有機化合物	45 塩素及びその化合物
	46 臭素及びその化合物
	47 ふっ素及びその化合物(ふっ素樹脂は除く)
	48 テトラブロモビスフェノールＡ
その他	49 赤リン
	50 フタル酸エステル（DINP,DIDP,DNOP）＊２
	51 REACH SVHC（別紙 REACH SVHC ﾘｽﾄ　参照）

＊１　REACH制限物質 ANNEX ⅩⅦの用途（長時間皮膚に直接触れる製品）には該当しないこと

＊２　REACH制限物質 ANNEX ⅩⅦの用途（子供の口に触れるおもちゃ及び育児用品）には該当しないこと

表4-1-3　包装材料（把手、ポリ袋、ｸｯｼｮﾝ、ﾗｯﾌﾟ、ﾎｲﾙ、ﾄﾚｲ、リール、結束バンドなど）

物質名：重金属（水銀、カドミウム、六価クロム、鉛）	
対　　象	納入禁止時期
許容濃度： 水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の許容濃度は、包装を構成する各部材・インキ・塗料毎にて、重金属の合計100ppm未満とします。ただし、プラスチック（ゴムを含む）,塗料,インキの部位におけるカドミウム、鉛の許容濃度はカドミウム化合物,鉛及び鉛化合物の規程も満足することとします。 （主なプラスチック部位：把手,ポリ袋,クッション,ラップ、ホイルおよびトレイ、リール、テープ、マガジンスティック(ストッパを含む)、バルクケース、結束バントなど）	
(1)六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、４元素合計で100ppm未満である事を確認します。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でよいこととします。 (2)４元素合計で100ppm以上の場合、カドミウム・鉛・水銀（以下３元素）の合計が100ppm未満である事を確認する。３元素合計が100ppm以上の場合は不適合とします。 (3)３元素合計100ppm未満の場合、クロムが六価クロムかどうかの検出判定を行い、六価クロムが検出されなければ適合とします。 測定基準：分析方法　4.2項に準じます	

表4-1-4　アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン一覧

CAS　No	アミン
60-09-3	4-アミノベンゼン
90-04-0	o-アニシジン
91-59-8	2-ナフチルアミン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノビフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	o-トルイジン

95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン
95-80-7	2,4-トルエンジアミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
106-47-8	p-クロロアニリン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'ジメチルジフェニルメタン

4.2 禁止物質のRoHS6物質 分析方法

表4-2-1 カドミウム,鉛及びその化合物

測定基準：

(1)前処理

前処理として資料を硝酸、塩酸、弗化水素酸、過酸化水素酸などの存在下で湿式分解（加圧分解も含む）、硫酸存在下での灰化分解、酸素プラズマ照射により低温灰化分解を行い、溶液資料を調整します。沈殿物が生じた場合はフッ酸分解、アルカリ溶融分解などによって沈殿物を再溶解し、溶液化し、分析に供します。調整した溶液試料をICP発光分光分析装置に導入し、標準溶液によって作成した検量線から、溶液試料中のカドミウム・鉛の濃度を測定し、固体試料中のカドミウム・鉛含有量に換算する。なお、前処理方法として、IEC62321に記載の方法を用いることも可能とします。

(2)分析装置

装置は誘導結合-プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES,ICP-OES)を基本としますが、同等又は同等以上の性能を有する誘導結合-プラズマ質量分析装置(ICP-MS)、原子吸光分析装置(AAS)を使用しても構いません。

表4-2-2 水銀および水銀化合物

測定基準：加圧分解又は還流冷却機器付分解フラスコを用い、水銀の揮散を防ぎ、硫酸又は硝酸で試料を分解し、溶液化する。溶液化した試料は還元気化原子吸光分析装置又は還元気化ICP発光分光分析装置に導入し、標準溶液によって作成した検量線から、溶液試料中の水銀の濃度を測定し、固体試料中の水銀含有量に換算します。なお、前処理方法として、IEC62321に記載の方法を用いることも可能であります。

分析装置:装置は還元気化ICP発光分光分析装置（ICP-AES,ICP-OES）および還元気化原子吸光分析装置(AAS)を基本としますが、同等又は同等以上の性能を有するICP質量分析装置(ICP-MS)、冷蒸気原子吸光光度法(CVAAS)を使用しても構いません。

表4-2-3　六価クロム化合物

(1)測定方法	沸騰水抽出ージフェニルカルバジド吸光光度法（メッキ、化成処理などの表面処理品に適用） 前処理方法として試料を沸騰水で抽出した後、抽出液を分析に供します。試料溶液はジフェニルカルバジド吸光光度分析法、イオンクロマトグラフ分析法を用いて選択的に六価クロムを定量します。なお、IEC62321に記載の方法を用いることも可能です。 標準溶液によって作成した検量線から、溶液試料中の六価クロムの濃度を測定し、六価クロム含有量（Cr^{6+}）μg/均質材料質量gに換算します。なお、下地が亜鉛メッキであるクロメート処理試料に対しては、六価クロム含有量（Cr^{6+}）μg/亜鉛メッキ量（Zn)gに換算します。 また、下地亜鉛メッキ以外の表面処理剤で表面処理質量が算出できない試料（例えば、アルミニウムに対して行われるクロメート処理及び金属クロムメッキ等）に対しては、六価クロム含有量（Cr^{6+}）μg/cm^2に換算します。 アルカリ抽出ージフェニルカルバジド吸光光度法（樹脂、塗料、インキ、顔料などに適用） 粉砕した試料をアルカリ溶液によって加熱、抽出した後、ジフェニルカルバジド吸光光度分析法を用いて六価クロムを選択的に定量します。 (IEC62321に記載の方法を用いることも可能であります)
(2)分析装置	紫外・可視吸光光度計（UV-VIS),イオンクロマトグラフ分析装置（IC)

表4-2-4　ポリブロモビフェニル(PBB),ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

(1)前処理方法	粉砕した後、試料をトルエン、テトラヒドロフランなどの試料溶液に適した有機溶剤を用い、また、ソックスレー抽出法などの適切な抽出法を用い、溶解又は膨潤させてPBB,PBDEを抽出します。 抽出液は樹脂分などが含まれる為、これらを除去することを目的に、貧溶媒による再沈と遠心分離、シリカゲルによる吸着などのクリーンアップを行います なお、前処理方法として、IEC62321に記載の方法を用いることも可能です
(2)測定方法	調整した抽出液試料を四重極型GC-MS（ガスクロマトグラフー質量分析）装置に導入し、既知量の標準試料のリテンションタイムとマスパターン、スペクトル強度を比較し、定性および定量および定量分析を行います
(3)分析装置	装置は四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC-MS)磁場型高分解能質量分析装置(GC-HRMS)を用います。標準試料はPBB複合体（複数種類の臭素化ビフェニルの混合物）、PBDE複合体（複数種類の臭素化ジフェニルエーテルの混合物）、単一物質（少なくとも５種類の標準試料｛４～10臭素化体｝、10臭素化ジフェニルエーテルは必須）を用いることとします

５．購入材料の化学物質調査のお願い

5.1　調査対象物質

調査対象物質は、NISSEIグループが定めた使用禁止物質群と調査対象物質群です。

表 4-1-1　環境管理物質一覧表　使用禁止物質

表 4-1-2　環境管理物質一覧表　調査対象物質

なお、弊社顧客要求に対応するために上記以外の化学物質調査を依頼することがあります。

5.2　調査対象製品名

調査対象製品名は、現在正式に購入が判明している製品とします。

廃番または製品名に変更がある場合は NISSEI グループへ納入している製品名に変更してください。

5.3　調査様式

様式「不使用証明書兼化学物質調査シート」を利用ください。記入方法は記載例シートを参照し、サプライチェーンを通じて確認した情報、意図的添加、その他知りうる情報を記入してください。

5.4　使用禁止物質が含有している場合

NISSEI グループが定めた使用禁止物質を含む製品は様式「不使用証明書兼化学物質調査シート」の保証条件付き品目記入欄へ記入し、撤廃が可能な場合は**撤廃計画期日**を追記してください。

NISSEI グループ技術部門と調整中の製品については**「技術調整中」**と記入してください。

製品製造上不可欠な物質､撤廃予定が無い場合は**｢予定なし｣**と記入して理由を明示してください。

5.5　化学物質調査の種類

5.5.1　新規材料（副資材を含む）購入時の化学物質調査

【必要書類】

① 不使用証明書　兼　化学物質調査シート

当社様式：NEH-4.4.6-本KK-002　最新版を標準としますが、当社調査対象物質が網羅されていれば、AIS(MSDSplus)又JAMA又は同等な書式・形式でもOKとします。

② 高精度分析データ（当社から指定した部材の場合のみ必要）

③ ＭＳＤＳ（該当する部材の場合は必要）

5.5.2　定期化学物質調査（年1回）

【必要書類】　①定期環境調査依頼書

5.5.3　不定期の化学物質調査

【必要書類】・化学物質に影響する4M変更の場合、事前に下記の書類が必要

①不使用証明書　兼　化学物質調査シート

②高精度分析データ（顧客要求分）

④ ＳＤＳ（該当する部材の場合は必要）

5.6　化学物質調査の弊社担当部門

従来品は事業所の資材部門が担当します。

新規品は技術部門または資材部門が担当します。

5.7　調査結果の活用

仕入先様から入手した各種調査資料は、弊社の化学物質管理の客観的証拠として活用させていただきます。

また、顧客要求の化学物質調査表等を作成するための情報としても使用させていただきます。

６．問い合わせ先

各事業所の担当者に問い合わせて下さい。

部　門	連　絡　先
日星電気株式会社(NEJ)	電話　：0538-66-5161
NISSEI ELECRTIC　VIETNAM CO.,LTD (NEV)	電話　：84-8-8960239/8974753
NISSEI ELECRTIC　MYTHO CO.,LTD (NEM)	電話　：84-733-642-453
NISSEI ELECRTIC　(THAILAND) CO.,LTD (NET)	電話　：66-044-335-539
日星電気（中山）有限公司(NEZS)	電話　：86-760-86653481-160
日星電気（昆山）有限公司(NEKS)	電話　：86-512-57714962
NISSEI ELECRTIC　HANOI CO.,LTD (NEH)	電話　：84-4-9550045

制改訂履歴

制改訂記号	制改訂の概要	日　付	作　成	承　認
0	新規制定	2006/6/29	小田	伊藤
1	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更	2006/6/29	小田	伊藤
2	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更 変更部分は青字または赤字で示しています。	2007/5/10	小田	伊藤
3	ICPデータおよび成分表(MSDS)の変更がない場合はその旨を証明する書類の提出で有効期間を１年間延長することとした。	2007/11/23	小田	伊藤
4	３．用語の定義　③環境管理物質中の使用禁止物質の説明に 〇物質については意図的含有なきこと を明記した。 使用禁止物質不使用証明書ファイル一部変更	2007/12/04	小田	伊藤
5	３．用語の定義　使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更	2008/01/21	小田	伊藤
6	３．用語の定義　使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更 他　誤字脱字訂正　(6.1) 納入禁止時期によるレベル変更(6.2)	2008/3/03	小田	伊藤
7	３．用語の定義　変更 調査対象物質変更、提出書類変更 要求分析データ変更、担当者変更	2009/03/18	赤井	鈴木
8	調査対象物質変更	2009/11/24	赤井	鈴木
9	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第二弾発表により、調査対象物質変更	2010/04/13	赤井	鈴木
10	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第４弾発表により、調査対象物質変更	2011/04/06	赤井	鈴木
11	日星禁止物質追加。REACH規則のSVHC第６弾発表により、調査対象物質変更	2012/01/19	赤井	鈴木
12	REACH規則のSVHC第７弾発表により、調査対象物質を追加	2012/06/22	赤井	鈴木
13	前改訂12版の項目７の環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期は禁止物質の表中に入れ込み、分析方法のみ、4.2　禁止物質のRoHS6物質分析方法として項目4に追加した。 REACH規則のSVHC第８弾発表により、調査対象物質を追加	2012/12/21	赤井	鈴木
14	禁止物質にREACH 認可対象物質のﾌﾀﾙ酸ｴｽﾃﾙと黄リン・赤リン追加、調査対象物質の整理・改訂 調査対象のREACH規則のSVHCは１４４物質に追加	2013/08/05	赤井	鈴木
15	禁止物質の赤リンを調査対象物質に変更、 ﾘﾝ酸ﾄﾘｽ　3物質を禁止物質に追加 調査対象のREACH規則のSVHCは１５１物質に追加	2013/12/18	赤井	鈴木
16	RoHS6物質の含有閾値見直し	2014/09/04	赤井	鈴木
１７	禁止物質・調査対象物質追加 REACH SVHC 161物質に追加	2014/12/25	赤井	鈴木
１８	表2.1　材料への適用範囲 追加 ４．環境管理物質　禁止物質追加、閾値見直し、背景法令追加、調査対象物質見直し	2015/09/29	赤井	鈴木